

# 令和5・6年度長崎県建設工事入札参加資格申請要領

## 【随時申請】（県外業者用）

長崎県土木部監理課  
Tel 095-894-3015(直通)

### 1. 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 建設業法第3条第1項の許可を受けていない者
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 建設業法第27条の29の規定による総合評定値（経営事項審査の事業年度の決算日（審査基準日）が、入札参加を希望する年度の前々年度の7月1日から入札参加希望年度の前年度の6月30日までの間にあるもの）の請求を行っていない者
- (6) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (7) (5)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

**2. 申請方法** インターネットによる電子申請システムを利用した書面申請とします。  
※電子申請システムにより申請情報を入力し、電子申請後必要書類を郵送してください。

**3. 受付期間** 令和5年4月3日（月）～令和7年1月31日（金） （消印有効）

**4. 郵送先** 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県土木部監理課建設業指導班  
注1 「封筒貼付あて名用紙」を貼付けてご利用ください。  
注2 特定記録郵便や書留郵便等により郵送すること。

**5. 資格の有効期間** 資格認定日から令和7年3月31日までの2年間

**6. 提出部数** 正本1部

**7. 提出書類** 電子申請システムから印刷した申請書及び添付書類（※提出書類一覧表[チェックリスト]参照）

# 申請の手順及びスケジュール

## ■ 利用登録（IDを取得する）

※IDをすでに取得している場合は、利用登録は必要ありません。

- ①電子申請システムにアクセスします。
- ②「利用登録」画面で、申請情報を入力し利用登録を行います。
- ③「仮登録確認」のメールが届きます。メール内のURLにアクセスしてください。
- ④「利用登録承認」のメールが届きます。IDが発行されます。

※①から③までの作業を続けて行ってください。

## ■ 入札参加資格審査申請

- ※「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
- ①ID・パスワードを準備のうえ、電子申請システムにログインします。
  - ②必要項目を入力のうえ、電子申請を行ってください。
  - ③入札参加資格申請書を印刷します。

※電子申請システムに入力し、「申請」ボタンをクリックしただけでは、申請は終了していません。必ず、電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類を併せて期限までに提出してください。

また、書類のみを提出しても電子申請システムで「申請」ボタンをクリックしないと申請は終了していませんので、ご注意ください。

## ■ 必要書類の送付

申請データの送信が終わりましたら、必要書類を郵送してください。

## ■ 長崎県における審査

※審査の結果、修正箇所・不備書類があった場合  
長崎県から不適正の通知メールがありますので、申請データの修正・不備書類の送付をしてください。

## ■ 審査完了

※審査が完了した場合

担当者情報欄に登録されているメールアドレスあて、審査完了の連絡（適正）メールが送信されます。受付期間終盤は申請が殺到し、適正メールが発行されるまで期間を要しますので、ご了承願います。

## ■ 変更の届出

入札参加資格申請後に申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出申請を行ってください。

- (1)「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
- (2)原則、書面のみ申請は受付致しません。電子申請システムをご利用ください。
- (3)電子申請システムから出力された「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」については、出力した日付が印字されますので、その日付のままで提出してください。
- (4)変更内容により添付書類が必要です。変更事項及び添付書類についてはホームページでご確認ください。

受付番号

## 入札参加資格審査申請提出書類一覧表（チェックリスト）

工事（県外業者）

建設業許可番号		商号又は名称			
No.	提出書類	注意事項等		提出の必要性	チェック欄
1	提出書類一覧表（チェックリスト）	このチェックリストで必要書類を確認し、提出書類の一番上に添付 ※両面印刷可		必須	<input type="checkbox"/>
2	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1）	電子申請により印刷したもの（「 <u>確認用印刷</u> 」ではなく「 <u>申請用印刷</u> 」（右上に日付が印字）で印刷したもの） ※行政書士による代理申請の場合は職印を押印すること		必須	<input type="checkbox"/>
3	受任営業所資格審査申請内容（様式1-2）	電子申請により印刷したもの		営業所に委任する場合	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
4	申請等内容が真正であることの「誓約書」			必須	<input type="checkbox"/>
5	営業所一覧表（様式2）	中央公契連統一様式等でも可		必須	<input type="checkbox"/>
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写	審査基準日が、令和3年7月1日から令和4年6月30日（令和6年度は令和4年7月1日から令和5年6月30日）までのものに限る。ただし、合併等の場合は申請日現在で最新のもの。 申請日時時点で通知書が提出できない場合は、経審申請書の写しを提出（様式第二十五号の十一及び別紙三※国の受付印がなくても可）		必須	<input type="checkbox"/>
7	長崎県税の未納がない証明書（ <b>原本</b> ） <u>写しは不可</u>	※提出日時時点で証明日が <u>直前3ヶ月以内</u> のもの		長崎県内に営業所等がある場合のみ	あり <input type="checkbox"/> (原本 <input type="checkbox"/> 3ヶ月 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
8	消費税及び地方消費税の未納がない証明書（その3）（ <b>原本</b> ） <u>写しは不可</u> ※「その3の3」（法人）でも可	※提出日時時点で証明日が <u>直前3ヶ月以内</u> のもの		必須	<input type="checkbox"/> (原本 <input type="checkbox"/> 3ヶ月 <input type="checkbox"/>
9	委任状（原本）	委任期間の満了日は <b>令和7年3月31日</b> と記載		営業所に委任をする場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
10	建設業の許可通知書の写又は許可証明書の写	更新中の場合は、手続き中を証する書類		必須	<input type="checkbox"/>

11	建設業許可申請書類における ・別紙2(1) 営業所一覧表（新規許可等）又は別紙2(2) 営業所一覧表（更新）の写	変更がある場合は、 様式22-2号 変更届出書（第一面、第二面）の写	営業所に委任をする場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
12	建設業許可申請書類における ・様式11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の写	変更がある場合は、 様式22-2号 変更届出書（第一面）の写	営業所に委任をする場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
13	委任状（原本）	行政書士による代理申請の場合	該当する場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>

（注） 提出書類は、ダブルクリップ等でひとまとめにすること（ファイリングは不要）

【長崎県利用欄】

(担当)	(保険未加入) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(補正) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	

## 申請にあたっての注意事項

新規申請以外は、現年度の業者情報が自動表示されます。必要に応じて修正してください。

## チェックリスト確認の注意点

提出書類に不備がないようチェックリストで確認のうえ、提出してください。

### No.7、8 注意点

No.	提出書類	注意事項等	提出の必要性	チェック欄
7	長崎県税の未納がない証明書（原本） 写しは不可	※提出日時時点で証明日が直前3ヶ月以内のもの	長崎県内に営業所等がある場合のみ	あり <input checked="" type="checkbox"/> (原本 <input checked="" type="checkbox"/> (3ヶ月 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
8	消費税及び地方消費税の未納がない証明書（その3）（原本）写しは不可 ※「その3の3」（法人）でも可	※提出日時時点で証明日が直前3ヶ月以内のもの	必須	<input checked="" type="checkbox"/> (原本 <input checked="" type="checkbox"/> (3ヶ月 <input checked="" type="checkbox"/>

原本であるか、提出日時時点で証明日が直前3ヶ月以内のものであるか確認のうえ、レ点チェックしてください。